



利尻富士町宿泊事業者感染予防対策支援事業補助金募集要領

1. 趣旨

町内宿泊業における感染症に対する強靱な体制を構築することを目的に、町内宿泊事業者が行う感染症の予防に関する衛生管理対策に必要な施設改修及び機械、器具、備品等の導入費について補助金を交付します。

2. 申請要件

次の全ての要件を満たす事業者

- (1) 町内で営業する宿泊事業者
- (2) 町税・使用料等滞納のない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (4) 宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン及び北海道スタイルを遵守する者

3. 補助対象経費

感染予防対策に必要な施設改修や機械・器具・備品等で事業所の営業に要する経費（但し消耗品費、リース品は除く）

例：サーモグラフィー検温設備導入、除菌空気清浄機の導入、パーテーション等設置、自動手指消毒器設置、センサー付き照明やセンサー付き水道設備の導入など

※令和3年3月1日以降の交付決定前の着手を認めます。

4. 補助金の基準

- ・ 上限額 30部屋以上100万円、10～29部屋50万円、9部屋以下30万円
- ・ 下限額 なし
- ・ 補助率 3/4（町外事業者より購入等の場合1/2）

5. 申請手続き等

- (1) 本補助金の申請手続きに必要な書類等の入手方法
 - ①利尻富士町ホームページよりダウンロードすることができます。
 - ②利尻富士町産業振興課に申請書類等を用意しています。
- (2) 申請書類の提出

下記に定める書類を各1部提出してください。

 - ①利尻富士町宿泊事業者感染予防対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
 - ②補助金算出調書（付表1）
 - ③誓約書（付表2）
 - ④町税完納証明書
 - ⑤事業の計画内容を証明できる書類（見積書や契約書など）

※必要に応じて、追加書類の提出及び説明を求めることがあります。
※申請書類の返却はいたしません。

6. 申請受付期間・申請方法

- (1) 申請受付期間

令和3年5月10日（月）から令和3年7月30日（金）まで

（2）申請方法

申請書類を下記まで提出して下さい。

【提出先】利尻富士町役場産業振興課

7. 補助金の交付決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、補助金の交付決定若しくは不交付決定を通知します。

※不明な点等があれば、電話等により内容確認をさせていただくことがあります。

8. 補助金の概算払い

補助金は原則事業完了後の精算払いとしますが、事業の遂行上必要があると認めた場合は概算払いをすることができますので、概算払いを受けようとする場合は、「概算払申請書（様式第4号）」を提出して下さい。

9. 内容の変更等

補助対象事業の内容を変更する場合は、事前に担当まで申し出願います。

必要に応じて変更承認申請書（様式第5号）の提出が必要となる場合があります。

10. 完了報告

補助対象事業が完了した場合は、事業完了後14日以内に以下の書類を1部提出して下さい。

- ①利尻富士町宿泊事業者感染予防対策支援事業補助金完了報告書（様式第7号）
- ②補助金精算書（付表1）
- ③完成写真（実施した事業内容がわかる写真）
- ④請求書又は領収書の写し
- ⑤請求書の内訳（請求書で内訳がわかる場合は不要です。）

※必要に応じて、追加書類の提出及び説明を求められることがあります。

11. 額の確定・補助金の交付

完了報告書類を受理した後、その内容を審査の上、補助金の額の確定通知を行い、補助金を交付いたします。

※不明な点等があれば、電話等により内容確認をさせていただくことがあります。

12. その他

- （1）補助金の交付決定後、要件に該当しない事実や虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合には、本補助金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、補助金を返金することとなります。
- （2）申請書類に記載された情報は、公的機関（税務当局・警察等）の求めに応じて提供することがあります。

【お問合せ先】

担当課：利尻富士町産業振興課

受付時間：9時～17時（平日のみ）電話：0163-82-1114（担当：関・吉田）